

論文要約

児童養護施設入所経験者の「大学進学」に関する
教育社会学的研究

西本 佳代

I. 論文題目

児童養護施設入所経験者の「大学進学」に関する教育社会学的研究

II. 論文の構成

序章 研究の課題と方法

- 第1節 問題の所在
- 第2節 先行研究の検討
- 第3節 本研究の課題
- 第4節 本研究の方法

第1章 児童養護施設退所後の課題と支援策

- 第1節 児童養護施設とは
- 第2節 児童養護施設退所後の課題—高等学校卒業後の進学・自立—
- 第3節 大学等進学率上昇のための支援策
- 第4節 児童養護施設退所後の自立のための支援策

第2章 児童養護施設入所経験者の大学進学の経緯

- 第1節 問題の所在
- 第2節 高校時代の学習状況
- 第3節 進路決定時期と方法
- 第4節 大学進学の原因

第3章 児童養護施設入所経験者の大学生活における困難

- 第1節 問題の所在
- 第2節 金銭面における困難
- 第3節 人間関係における困難
- 第4節 就職に対する不安

第4章 児童養護施設入所経験者の大学卒業を支えたもの

- 第1節 問題の所在
- 第2節 児童養護施設入所経験者からみたアフターケア
- 第3節 退学の危機と乗り越え方
- 第4節 施設退所後の社会関係資本の構築

第5章 児童養護施設入所経験者受け入れ大学・短期大学における支援の現状と課題

- 第1節 問題の所在
- 第2節 大学・短期大学における支援の現状
- 第3節 支援を担う教職員の認識
- 第4節 大学・短期大学における支援の課題

第6章 大学を卒業した児童養護施設入所経験者にとっての「包摂」

- 第1節 問題の所在
- 第2節 「安定」を求めての大学進学
- 第3節 児童養護施設入所経験者というスティグマ
- 第4節 大卒資格獲得によるパッシング

第7章 大学経由の「自立」を問い直す

- 第1節 問題の所在
- 第2節 「優等生」としての育ちと後悔
- 第3節 「高等教育機会の獲得による包摂」という支援策の限界
- 第4節 ケアの倫理で「自立」を問い直す

終章

- 第1節 結果の要約
- 第2節 考察とインプリケーション
- 第3節 今後の課題

参考文献

III. 論文要旨

序章 研究の課題と方法

本研究の目的は、児童養護施設入所経験者の「大学進学」の実態を明らかにすることにある。序章では、先行研究の検討を通して、本研究の課題と方法を明らかにした。

児童養護施設とは、「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第41条）のことを指す。全国に約600施設あり、そこでは約2万4千人の子どもたちが生活している（厚生労働省2022）。

近年、措置延長制度の活用がみられるようになったものの、児童養護施設は、18歳での退所を長く原則としてきた。児童養護施設退所後の課題とされているのが、高等学校卒業後の進学機会の確保と自立である。高等学校卒業後の進学機会の確保については、「子供の貧困対策に関する大綱」（内閣府2014）において、児童養護施設の子どもの大学等進学率（12.3%（200人））は、生活保護世帯に属する子ども、ひとり親家庭の子どもの大学等進学率と共に、教育に関する数値目標のひとつとして掲げられ、無利子奨学金制度の充実や授業料減免等が重点施策とされた。一方、自立については、「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」（厚生労働省2020）において、生活自立・経済的自立・精神的自立・市民的自立、という四つの自立の定義が示され、それらに向けた自立支援のさらなる強化が求められた。

このように、高等学校卒業後の進学機会の確保と自立は、児童養護施設退所後の課題として認識され、支援策が拡充している。しかしながら、進学先の一つである大学については、児童養護施設入所経験者の実態が、これまでほとんど明らかにされてこなかった。日本の高等教育段階については、エリート的な高等教育観が根強く、そもそも教育機会の拡大が否定的にとらえられてきた（吉田2018）。そのため、不平等に関する研究についても、高等教育進学率にみ

られる階層間格差を明らかにした研究（藤村 2009、小林 2009 等）や、低授業料や奨学金の進学機会への効果を検証した研究（藤森 2014、小林 2012 等）といった、一般学生を対象とした量的な分析については一定の蓄積があるものの、児童養護施設の子ども、生活保護世帯に属する子ども、ひとり親家庭の子ども、といった特定の属性に着目して、その実態を明らかにしようとする研究は驚くほど少ない（桜井 2018ab、田村・松村 2015）。しかし、アメリカにおける高等教育段階の不平等に関する研究をレビューした Gumport によれば、地位特性をより細かく分けて分析することも必要であり、その事例として「里親の保護の元で育った学生」も実際に取りあげられている（Gumport, ed. 2007 : 119）。

一方、日本の社会福祉学領域においては、児童養護施設入所経験者を対象とした「大学進学」に関する研究が蓄積されている。それらは、体系的ではないものの数多くの知見を示してくれる。しかしながら、大きく次の四点で限界がある。

第一は、大学入学までに力点が置かれ、在学中や卒業後に関する研究はほとんど行われていないということである。児童養護施設入所経験者の大学等進学率の低さは、これまでも社会福祉学領域を中心に問題として認識され、進学意欲や条件について扱った研究が蓄積されてきた（平松・堅田 2020、平松 2017、永野 2012、吉村 2011）。しかし、在学中に関しては、各大学の実践報告（浅井 2014、亀井 2008、2009、野中 2010）という形でしか行われていない。卒業について扱った研究は、退学率調査を除けば、長瀬（2011）のみである。加えて、それらの研究方法がインタビューによる質的研究に偏っており、一般学生との比較の視点を欠いている、という問題もある。

第二は、児童養護施設入所経験者に対して大学ができる支援策が検討されていないということである。もちろん、これまでも各大学の実践報告（浅井 2014、亀井 2008、2009、野中 2010）は蓄積されており、それらの取組は非常に参考になる。しかし、個別大学の事例紹介の域を越えず、大学全体として児童養護施設入所経験者に対してどのような支援ができるのか、検討することは目的とされていない。

第三は、政策課題の批判的な検討が不足していることである。ここでいう政策課題とは、具体的には、「子供の貧困対策の推進に関する法律」を受けて定められた「子供の貧困対策に関する大綱」のことを指す。「子供の貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの貧困を解決すべき問題として捉え、国等の責務を明記した点において画期的なのだが、本大綱の限界については多方面から指摘されている（堅田 2019、湯澤 2015 等）。しかし、社会福祉学領域の当該学生を対象とした先行研究において、「子供の貧困対策に関する大綱」について限界点を含めて考察しようとする試みはみられない。

第四は、高等教育の多様化に関する議論について考察されていないということである。トロウ（2000）は、「エリート段階からマス段階へ移り変わるとき、さらに中等後教育への進学機会があらゆる人々に開かれるユニバーサル段階に突入するとき、その国の高等教育制度はその時期特有の緊張や軋轢に直面する」（p.4）と指摘する。児童養護施設入所経験者は、まさにエリート大学が対象としていた伝統的な学生像とは異なる学生であり、学生及び各大学の受け入れ実態を明らかにすることによって、ユニバーサル段階にある現在特有の「緊張や軋轢」を明らかにすることができる。しかし、社会福祉学領域における当該学生を対象とした先行研究ではそのような視点はみられない。

以上の先行研究の限界を踏まえ、本研究では次の四つの課題を設定する。第一は、量的調査と質的調査をあわせた混合研究方法を用いて、児童養護施設入所経験者の「大学進学」の実態を、入学前（第2章）、在学中（第3～5章）、卒業後（第6・7章）の3時点から明らかにすること。第二は、当該学生を積極的に受け入れている大学・短期大学を対象とした実態調査を行い、大学にできる支援策を検討すること。第三は、児童養護施設入所経験者の「大学進学」の実態を明らかにした上で、「子供の貧困対策に関する大綱」を批判的に検討すること。第四は、当該学生の「大学進学」を事例として、高等教育の多様化に関する議論について考察することである。なお、本研究のタイトルには、「」つきの大学進学を用いた。『広辞苑』によると、「進学」とは、「上級学校へ進むこと」（新村編2018、p.1497）を指す。一般に、「進学」という言葉からは、入学時点のことをイメージしやすい。しかし、本研究では、大学入学時点にとどまらず、在学中のキャンパスライフ、卒業後の振り返りも分析対象としながら、大学に進むことそのものについて検討した。誤読を避けるため、入学時点に限定しない場合は「大学進学」とし、入学時に限定する一般的な用法（例えば、大学進学率、大学進学機会等）は「」をつけずに表記した。

これらの課題を明らかにするため、本研究では、1) 大学に在籍している児童養護施設入所経験者、2) 大学を卒業した児童養護施設入所経験者、3) 児童養護施設入所経験者を対象とした奨学金制度を設けている大学・短期大学の教職員、に協力を依頼し、調査を実施した。1) を対象とした質問紙調査及びインタビュー調査は、児童養護施設入所経験者を積極的に受け入れている私立 X 大学にて実施した。私立 X 大学は複数の修学地を持つ四年制の地方小規模校であり、偏差値 40 台のいわゆるボーダーフリー大学である。調査時、奨学金制度を利用すれば、児童養護施設入所経験者は約 100 万円の学費で私立 X 大学に四年間通うことができ、約 70 名の児童養護施設入所経験者が在籍していた。管見の限り、日本で最も児童養護施設入所経験者の在籍割合の高い大学である。本調査の実施にあたっては、私立 X 大学の倫理委員会に調査計画を提出し、倫理基準を満たしていると認められた（番号 00013）。質問紙調査は、私立 X 大学に在籍している児童養護施設入所経験者 36 名、一般学生 102 名を対象に 2013 年 11 月に実施した。インタビュー調査は、私立 X 大学に在籍している児童養護施設入所経験者 17 名を対象に、2012 年 9 月から 2016 年 2 月にかけて実施した。2) を対象としたインタビュー調査は、私立 X 大学を卒業した児童養護施設入所経験者 12 名（うち 5 名は大学在学中からの継続調査）に、2014 年 8 月から 2018 年 2 月にかけて実施した。3) を対象としたインタビュー調査は、児童養護施設入所経験者を対象とした奨学金制度を設けている大学・短期大学 10 校 15 名の教職員に、2015 年 9 月から 2016 年 12 月にかけて実施した。質問紙調査については、文面で研究の趣旨、個人情報の保護、回答の自由について説明し、回答をもって同意を得られたものとした。インタビュー調査については、協力者一人ひとりに文書・口頭にて研究の趣旨、個人情報の保護、回答の自由について説明し、同意を得た。

第 1 章 児童養護施設退所後の課題と支援策

本章では、児童養護施設の現状・背景・課題について概観した後、高等学校卒業後の進学、自立の二点に着目して、児童養護施設退所後の何が課題とされているのか、加えて、その支援策がどのように講じられているのか確認し、本研究の意義を明確化した。

児童養護施設に入所する子どもは、主に幼児以上18歳までである。しかし、必要があれば乳児からの入所も可能であり、措置延長制度を活用すれば、22歳まで在籍することもできる。児童養護施設で生活する子どもの平均年齢は11.5歳、入所時の平均年齢は6.4歳、平均の在籍期間は5.2年である（厚生労働省2022）。児童養護施設はもともと孤児院と呼ばれていた。しかし、親の死亡による入所は激減し、代わりに親の精神疾患や虐待を理由に入所する子どもが増えている。加えて、障害や家庭内暴力といった子どもの要因による養育困難や父母の拘禁等も子どもたちの入所理由として一定数を占めている。そうした子どもたちを養育するため、児童養護施設の課題とされているのが、ケアの高度化・専門化である。さらに、子どもの変化やノーマライゼーションの流れに対応するため、施設の小規模化・地域分散化も同時に求められている。

児童養護施設退所者に対する支援の課題は、「高等学校卒業後の進学機会の保障」、「自立支援機能の強化」、の大きく二つに分けることができる。高等学校卒業後の進学については、一義的には、全高卒者の大学等進学率（約50%）の半数も満たない児童養護施設入所経験者の大学等進学率（約15%）が課題である。加えて、その進学が、一部の「学力」や「能力」のある生徒を対象とした問題として認識されているということも課題として挙げられる。

児童養護施設退所後の自立については、「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」（厚生労働省2020）によれば、生活自立・経済的自立・精神的自立・市民的自立の四つが必要とされる。既存調査を参考に、それらの自立に該当する各項目を確認すると、それぞれに難所があることがうかがえた。加えて、既存調査ではサンプルの偏りがあり、児童養護施設との関係が良好でない者の結果は、さらに芳しくないことが予想される。

では、こうした児童養護施設退所後の課題について、どのような支援策が講じられているのか。大学等進学率を上昇させるための支援としては、「子供の貧困対策に関する大綱」及び高等教育の修学支援新制度が挙げられる。一方、児童養護施設退所後の自立を支援する制度としては、措置延長制度、社会的養護自立支援事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度、身元保証人確保対策事業が挙げられる。両方の課題に対して、ここ数年の間に急速に支援が拡充しつつあること、しかし、大学については経済的支援以外の支援を行う場としては想定されていないことが確認できた。

第2章 児童養護施設入所経験者の大学進学の経緯

本章では、大学に在籍している児童養護施設入所経験者を対象とした質問紙調査・インタビュー調査の結果を用いて、児童養護施設入所経験者の大学進学の経緯を明らかにした。具体的には、一般学生と比較して、高校在籍時から成績がよく、学習レディネスを身につけた児童養護施設入所経験者たちが、施設職員からの後押しを受けて、奨学金制度が充実した大学へ進学している様子がうかがえた。

児童養護施設入所経験者の大学進学の経緯について扱った先行研究は、これまで社会福祉学領域においてインタビュー調査を用いて行われてきた（永野2012、長瀬2011）。例えば、永野（2012）では、進学意欲・条件として、目標の有無、進学イメージの有無、経済面での保障、周囲のサポートの有無が挙げられている。しかし、これら先行研究の知見は、比較の視点を欠いており、児童養護施設入所経験者の独自性は必ずしも明らかでない。そのため、本章では、

質問紙調査を用いて、大学に進学した児童養護施設入所経験者と一般大学生との比較を行い、当該学生の大学進学の際の経緯を検討した。インタビュー調査の結果は、質問紙調査の結果をより詳細に理解するために用いた。

既存の学生調査を参考に、高校時代の学習状況、進路決定時期と方法、大学進学の原因、の三点について質問紙を作成した。一般大学生との比較分析の結果、次の三点が明らかになった。一点目の高校時代の学習状況について、児童養護施設入所経験者は、自らの高校三年時の成績をよいと考える傾向にあり、実際に授業外学修時間も長い傾向にあった。二点目の進路決定時期と方法について、児童養護施設入所経験者は、高校在籍時に児童養護施設職員の紹介によって進学を決める傾向にあった。三点目の大学進学の原因について、児童養護施設入所経験者は、奨学金が充実していること、周囲の大人にすすめられたことを挙げる傾向にあった。

以上の結果から、一般大学生と比較して、高校在籍時から成績がよく、学習レディネスを身につけた児童養護施設入所経験者たちが、施設職員からの後押しを受けて、奨学金制度が充実した大学へ進学している様子がうかがえた。しかし、どうにか進学できたとしても、児童養護施設入所経験者たちにとって、大学に在籍し続けること、卒業することは容易ではない。そこで、次章では、大学進学後に彼らが直面する困難について明らかにする。

第3章 児童養護施設入所経験者の大学生活における困難

本章では、大学に在籍している児童養護施設入所経験者を対象とした質問紙調査の結果を主に用いて、児童養護施設入所経験者が大学生活において直面する困難を明らかにした。具体的には、児童養護施設入所経験者は一般大学生と比べて、家庭からの仕送りがなく、アルバイトと勉強との両立に困難を抱える傾向にあること、自分に自信がなく他人の存在を気にする傾向にあること、就職後、職場の環境に適応できるか不安を感じる傾向にあることが明らかになった。

児童養護施設入所経験者の大学生活について扱った先行研究は、これまでほとんど蓄積されていない。大学独自の奨学金制度を紹介した実践報告(浅井 2014、亀井 2008、2009、野中 2010)の中で、その生活の一部に触れられることはあっても、大学進学者そのものの数が少ないこともあり、これまでほとんど明らかにされることがなかった。他方、大学進学者に限定しないのであれば、児童養護施設退所者に関する実態調査は蓄積されつつある(三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2019、2021、大阪市 2012、東京都福祉保健局 2011、2017等)。そのため、本章では、既存の児童養護施設退所者に関する実態調査の枠組みを用いて、児童養護施設入所経験者が大学生活において直面する困難を明らかにした。

既存の児童養護施設退所者に関する実態調査を参考に、金銭面での困難、人間関係における困難、就職に対する不安、の三点について質問紙を作成した。一般大学生との比較分析の結果、次の三点が明らかになった。一点目の金銭面での困難について、児童養護施設入所経験者の多くは、家庭からの仕送りがなく、アルバイトと勉強との両立に困難を抱える傾向にあった。二点目の人間関係における困難について、児童養護施設入所経験者は、一般大学生と比べて自分に自信がなく他人の存在を気にする傾向にあった。三点目の就職に対する不安について、児童養護施設入所経験者は、就職後、職場の環境に適応できるか不安を感じる傾向にあった。

以上の結果から、児童養護施設入所経験者に対して大学が実施できる支援として、金銭管理に関する指導、成功体験を積み重ねるための機会の提供、キャリア教育が挙げられる。しかし、

これらはあくまで質問紙調査による傾向差をもとにした考察であり、個々のストーリーは明らかでない。そこで、次章では、インタビュー調査の結果を主に用いて、児童養護施設入所経験者の大学卒業を支えた要因を検討する。

第4章 児童養護施設入所経験者の大学卒業を支えたもの

本章では、大学に在籍している児童養護施設入所経験者を対象としたインタビュー調査の結果を主に用いて、彼・彼女らにとっての退学の危機とその乗り越え方を明らかにした。退学の危機については、不登校、妊娠・出産、学習意欲の減退、家庭の問題、という四つの理由が挙げられた。その際の乗り越え方としては、児童養護施設退所後に形成したネットワークからの支援と強い意志、という大きく分けて二つの要素が明らかになった。

児童養護施設入所経験者の大学卒業を可能にした条件について扱った先行研究としては、長瀬（2011）が挙げられる。長瀬（2011）は、大学等を卒業した8名の児童養護施設入所経験者を対象としたインタビュー調査の結果から、卒業を支えた要因について、人並み以上の頑張り、社会資源を駆使する、社会資源をつなぐ人的ネットワークを指摘しており、興味深い。しかし、取りあげられる困難が、学費や生活費の負担等の経済的な問題に偏っているという課題がある。そこで、本章では、経済的な問題以外にも目を向けながら、大学卒業が確定した児童養護施設入所経験者を対象としたインタビュー調査の結果を主に分析した。

半構造化したインタビュー調査で、退学の危機、その際の乗り越え方、について聞いた結果、次の点が明らかになった。退学の危機として、不登校、妊娠・出産、学習意欲の減退、家庭の問題、という四つの理由が語られた。その際の乗り越え方としては、児童養護施設退所後に形成したネットワークからの支援と強い意志、という大きく分けて二つの要素が浮かびあがった。

以上の結果から、児童養護施設入所経験者が大学を卒業するために必要とされる支援について考察すると、児童養護施設退所後に新たな社会関係資本を構築することの重要性、当該学生が抱える「頼ってはいけない」という自立イメージを変容する重要性、が指摘できる。これまで、私立X大学に在籍している児童養護施設入所経験者を対象とした質問紙調査・インタビュー調査の結果を用いて、第2章では入学前、第3・4章では在学中の実態について、学生の視点から検討してきた。次章では、私立X大学に限定せず、全国の児童養護施設入所経験者を受け入れている大学・短期大学の教職員を対象としたインタビュー調査の結果を用いて、大学・短期大学の教職員の視点から、当該学生の在学中の実態を明らかにする。

第5章 児童養護施設入所経験者受け入れ大学・短期大学における支援の現状と課題

本章では、全国の児童養護施設入所経験者を受け入れている大学・短期大学の教職員を対象としたインタビュー調査の結果を用いて、大学・短期大学における支援の現状と課題を明らかにした。支援の現状としては、課題を抱える学生に対して一般学生と異なる特別な福祉的支援を行う大学・短期大学が、10校中7校と多数を占めることが明らかになった。支援の課題としては、教育と福祉的支援という原理の異なる二つの営みを一人の教員が担うことで生じる葛藤が挙げられる。

児童養護施設入所経験者を受け入れている大学・短期大学における支援に関する先行研究は、大学独自の奨学金制度を紹介した実践報告（浅井 2014、亀井 2008、2009、野中 2010）として

蓄積されている。そこから、各大学での支援の実態や学生の様子を一部うかがい知ることはできるが、児童養護施設入所経験者を受け入れている大学・短期大学全体としての特徴は明らかでない。そのため、本章では、全国の児童養護施設入所経験者を受け入れている大学・短期大学の教職員を対象としたインタビュー調査の結果を用いて、大学・短期大学における支援の現状と課題を明らかにした。

半構造化したインタビュー調査で、受け入れ大学・短期大学における支援の現状、支援する理由、支援における課題、について聞いた結果、次の点が明らかになった。受け入れ大学・短期大学における支援の現状としては、課題を抱える学生に対して一般学生と異なる特別な福祉的支援を行う大学・短期大学が、10校中7校と多数を占めることがわかった。支援する理由としては、みえてしまうから、当該学生に帰る場所がないから、平等な機会の保障のため、という三つの理由が挙げられた。しかしながら、大学・短期大学という教育機関において福祉的支援を行うことには課題もある。特に成績評価を行う教員は、福祉的支援を行いながらも、優劣を判断し、退学か卒業かを決めるという教育の原理を手放せないことに葛藤を感じていた。

以上の結果から、児童養護施設入所経験者受け入れ大学・短期大学における支援について考察すると、教育の原理から離れることができない教員に代わり、スクールソーシャルワーカー等の福祉の原理で動くことのできる人材を配置する重要性が挙げられる。加えて、児童養護施設や自立援助ホーム、NPO等の学外施設との連携も欠かせない。しかし、そのようにして支援を拡大させた大学・短期大学は、教育的機能に限定する伝統的な大学・短期大学ではなく、エリート的な要素もない。大学の機能別分化の議論とあわせて考えた場合、支援を拡大させた大学・短期大学という新たな存在が、格差や不平等を固定化するのに寄与する可能性も十分に考えられ得る(Cantwell, et.al. 2018)。児童養護施設入所経験者を受け入れる大学・短期大学の教職員の視点から、あるいは高等教育システム全体として考えた場合、当該学生の受け入れには多くの課題があるといえよう。他方、大学を卒業した児童養護施設入所経験者は、大学進学をどのように位置づけているのか。第6・7章では、大学を卒業した児童養護施設入所経験者を対象としたインタビュー調査の結果を検討する。

第6章 大学を卒業した児童養護施設入所経験者にとっての「包摂」

本章では、大学を卒業した児童養護施設入所経験者を対象としたインタビュー調査の結果を用いて、「大学進学」の位置づけを明らかにした。具体的には、児童養護施設入所経験者にとって、「大学進学」が「名誉挽回」(石川 1997)の手段であり、大卒資格が「パッシング」(Goffman 訳書 2012)として機能していることがうかがえた。

社会福祉学領域における当該学生を対象とした先行研究において、高等教育機会の獲得は、社会的排除の状態にある子どもたちを包摂するための手段としてのみ捉えられがちだった。これは、「子供の貧困対策に関する大綱」でも同様であり、「高等教育機会の獲得による包摂」という方針はモデルストーリーとして位置づけられる。一方、教育による社会的包摂は、パターナリスティックな性質を内包しており、その限界も指摘されている(Young 訳書 2008)。三井(2018)は、場からの完全な排除である「古典的排除」が少しずつ覆されつつある時代だからこそ、排除/包摂の在り方を問うことができ、その作業が排除に抗うことにつながると指摘する。児童養護施設入所経験者についても、高等教育機会の提供が注目されはじめた現在、そ

の包摂の在り方が問われなければならないだろう。そこで、本章では、大学を卒業後、福祉系の正規の職に就くという「成功事例」にあたる R さんの語りを中心に分析し、「高等教育機会の獲得による包摂」というストーリーを批判的に考察する。

R さんは、児童養護施設で育ったことに対して「劣等感」を持っていた。その「劣等感」を補ってくれたのが「大学進学」だったという。大学に進学する児童養護施設入所経験者は数少ない。そのため、「大学進学」は R さんに対して、他の入所経験者にはない「優越感」をもたらしてくれた。加えて、大学への進学により、児童養護施設から離れることができたため、大学卒業後の就職先に児童養護施設入所経験者だと知られることがなかったという。高校卒業時に就職した場合、住所から児童養護施設入所経験者だと知られてしまう。

以上の結果からは、児童養護施設入所経験者にとって、「大学進学」は「名誉挽回」（石川 1997）の手段であり、大卒資格が「パッシング」（Goffman 訳書 2012）として機能していることがうかがえた。「名誉挽回」は「価値あるアイデンティティ項目を実際に獲得することで、無価値な自分を返上」（石川 1997、p.28）しようとすることであり、「パッシング」は、「まだ暴露されていないが〔暴露されれば〕信頼を失うことになる自己についての情報の管理／操作」（Goffman 訳書 2012、p.81）のことを指す。しかし、彼女たちが包摂されたのは「変動と分断を推し進める排除型社会」（Young 訳書 2007、p.11）であり、結局は、「名誉挽回」や「パッシング」できない児童養護施設入所経験者が排除される社会構造が温存されただけだともいえる。では、どうすればよいのか。次章では、大学を経由した「自立」について問い直し、その問題を考察する。

第7章 大学経由の「自立」を問い直す

本章では、大学を卒業した児童養護施設入所経験者を対象としたインタビュー調査の結果を用いて、大学経由の「自立」がどのように経験されているのか明らかにした。その結果、大学経由の「自立」は、「依存」をできるだけ避けるべき状態として扱い、「自立」した存在になることを求める「自立の神話」を前提としていること、ケアの倫理を参考に「自立」に代わるオルタナティブを模索する必要性が確認できた。

社会福祉学領域における当該学生を対象とした先行研究においては、「高等教育機会の獲得による包摂」と同様に、「自立」も児童養護施設入所経験者が達成すべき目標として位置づけられる。それは、「子供の貧困対策に関する大綱」でも同様にみられる記述である。一方、「自立」という目標については、その限界が指摘されている。「自立支援」の拡大について考察した桜井（2017）は、「自立」は時々の支配者層が自分たちの行動様式を正当化するために用いた言説にすぎず、今必要とされているのは徹底的な「自立」の否定だという。そこで、本章では、大学在籍時から卒業後までの 5 年間、合計 3 回の調査に協力いただいた A さんの語りから、大学を経由した「自立」という目標そのものを問い直した。

A さんは、児童養護施設で生活するうちに、「正のこゝろ」をして注目を浴びることを快感だと認識し、「優等生」らしいふるまいをしてきた。「先生たちが喜んでくれるから」という理由で、児童養護施設職員になるという夢を抱き、それをかなえるために、中学高校時代に勉強を頑張った。教育機会を獲得し、大卒資格を得るという点において、彼の「優等生」としての生き方は大きな力を発揮したといえる。しかし、彼の生き方は、周囲の人に相談できないというジレ

ンマを引き起こした。加えて、もっと「甘えとけばよかった」という後悔ももたらした。こうしたジレンマや後悔は、「自立」を目標とする児童養護施設において、「優等生」として育つことでおのずともたらされてしまう。

以上の結果から、児童養護施設入所経験者にとっての大学を経由した「自立」について分析すると、「依存」をできるだけ避けるべき状態として扱い、「自立」した存在になることを求める「自立の神話」を前提としていることが確認できる。けれども、それは、児童養護施設という公的なケアの空間で育った子どもたちにとって、出自の否定でしかない。ケアの倫理を参考に、「自立」に代わるオルタナティブを模索することが求められる。

終章

終章では、各章で明らかになった知見を整理した後、本研究の四つの課題に従って考察を行い、インプリケーションを提示した。第一の課題は、量的調査と質的調査をあわせた混合研究方法を用いて、児童養護施設入所経験者の「大学進学」の実態を、入学前、在学中、卒業後の3時点から明らかにすることである。第一の課題については、「意欲と能力のある学生」に限定されない進学者と「ケアする大学」の実態を明らかにすることができた。第二の課題は、児童養護施設入所経験者を積極的に受け入れている大学・短期大学を対象とした実態調査を行い、そこから大学ができる支援策を検討することである。第二の課題については、キャンパスソーシャルワーカーとキャンパスサポートプログラムの取組を提案することができた。第三の課題は、児童養護施設入所経験者の「大学進学」の実態を明らかにした上で、「子供の貧困対策に関する大綱」を批判的に検討することである。第三の課題については、大学に進学する児童養護施設入所経験者が「意欲と能力のある学生」に限定されないこと、高等教育機会の獲得が特効薬にならないことを指摘できた。第四の課題は、児童養護施設入所経験者の「大学進学」を事例として、高等教育の多様化に関する議論について考察することである。第四の課題については、現在の日本の高等教育の多様化に関する議論がメリトクラシーを基盤としており、公正(equity)や社会的正義(social justice)の視点を欠いていることが指摘できた。

IV. 主要参考文献

- 浅井春夫, 2014, 「児童養護施設で暮らす子どもたちに大学進学の権利保障を」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』2, pp.1-23.
- Cantwell, Brendan., Marginson, Simon. and Smolentseva, Anna.,2018, *High Participation Systems of Higher Education*. Oxford University Press.
- 藤森宏明, 2014, 「学費援助の実態—多様化する制度に着目して—」東京大学編『高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査報告書』平成 25 年度文部科学省先導的の大学改革推進委託事業, pp. 21-34.
- 藤村正司, 2009, 「大学進学における所得格差と高等教育政策の可能性」『教育社会学研究』85, pp.27-48.
- Goffman, E., 1963, *Stigma :Notes on the Management of Spoiled Identity*, Prentice-Hall (=2012, 石黒毅訳『スティグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティ—』せりか書房).

- Goodman, R., 2000, *Children of The Japanese State The Changing Role of Child Protection Institutions in Contemporary Japan*: Oxford University Press (=2007, 津崎哲雄訳『日本の児童養護』明石書店)。
- Gumport, Patricia J., ed. (2007) *Sociology of Higher Education*: The John Hopkins University Press. (=2015, 伊藤彰浩・橋本紘市・阿曾沼明裕監訳『高等教育の社会学』玉川大学出版部)。
- 平松喜代江, 2017, 「児童養護施設における社会自立に関する課題 大学等進学について」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』18, pp.113—118.
- 平松喜代江・堅田明義, 2020, 「児童養護施設退所者の大学等進学実現を可能にする支援について」『社会福祉学』60巻4号, pp.14—27.
- 堀場純矢, 2013, 『階層性からみた現代日本の児童養護問題』明石書店。
- 石川准, 1997, 『アイデンティティ・ゲーム—存在証明の社会学』新評論。
- 亀井聡, 2008, 「児童養護施設等に入所している高校生の進学に関する本学〔新島学園短期大学〕の支援」『大学と学生』62, pp.30-35.
- 亀井聡, 2009, 「児童養護施設入所児童等奨学金制度について」『私学経営』410, pp.59-67.
- 堅田香織里, 2019, 「「子どもの貧困」再考」『シリーズ子どもの貧困 3 教える・学ぶ—教育に何ができるか』明石書店, pp.35—57.
- 小林雅之, 2009, 『大学進学の手帳—均等化政策の検証』東京大学出版会。
- 小林雅之, 2012, 『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の8カ国比較』東信堂。
- 厚生労働省, 2020, 「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」<https://www.mhlw.go.jp/content/000348508.pdf> (2022/9/14)
- 厚生労働省, 2022, 「社会的養育の推進に向けて 令和4年1月」<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf> (2022/2/1)
- マーチン・トロウ著／喜多村和之編訳, 2000, 『高度情報社会の大学』玉川大学出版部。
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2019, 『平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除されたものの実態把握に関する調査研究報告書』https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_5_1.pdf(2021/5/5)
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2021, 『令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除されたものの実態把握に関する調査研究報告書』https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf (2022/1/26)
- 三井さよ, 2018, 『はじめてのケア論』有斐閣。
- 永野咲, 2012, 「児童養護施設で生活する子どもの大学等進学に関する研究」, 『社会福祉学』52(4), pp.28-40.
- 長瀬正子, 2011, 「高学歴達成を可能にした条件」西田芳正編著『児童養護施設と社会的排除—家族依存社会の臨界—』解放出版社, pp.113-132.
- 内閣府, 2014, 「子供の貧困対策に関する大綱」<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf> (2020/05/05)
- 西田芳正, 2012, 『排除する社会・排除に抗する学校』大阪大学出版会。
- 野中弘敏, 2010, 「短期大学を拠点とした長期的自立支援の取組」『大学と学生』(88), pp.50-55.
- 大阪市, 2012, 「施設退所児童支援のための実態調査報告書」<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/>

page/0000161428.html (2015/12/4)

桜井啓太, 2017, 『<自立支援>の社会保障を問う』法律文化社。

桜井啓太, 2018a, 「生活保護世帯の子どもの大学等進学を考える：堺市実態調査から」『賃金と社会保障』, pp.36—44.

桜井啓太, 2018b, 「貧困と高等教育：生活保護世帯の大学進学に関する諸問題」『個人金融』13(3), pp.11—21.

新村出編, 2018, 『広辞苑 (第7版)』岩村書店。

田村恵美・松村智史, 2015, 「ひとり親世帯の大学進学と費用負担に関する研究」東京大学大学総合教育研究センター編『教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究』大総センターものぐらふ, No.13, pp.147—166.

東京都福祉保健局, 2011, 「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書平成23年8月」<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/taishoshachosa.files/H22taisiosyatyouosa.pdf> (2022/3/19)

東京都福祉保健局, 2017, 「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書平成29年2月」https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/taishoshachosa.files/H27taisiosyatyouosa_all.pdf (2022/3/19)

吉田文, 2018, 「高等教育の拡大と学生の多様化:日本における問題の論じられ方」『高等教育研究』21, pp.11-37.

吉村美由紀, 2011, 「児童養護施設における大学等進学の課題—高校生・職員の意識調査から—」『子どもと福祉』, Vol.4, pp.132-139.

Young, J., 1999 *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*. Sage Publication. (=2007, 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳『排除型社会：後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版).

Young, J., 2007 *The Vertigo of Late Modernity*. Sage Publication. (=2008, 木下ちがや・中村好孝・丸山真央訳『後期近代の眩暈：排除から過剰包摂へ』青土社).

湯澤直美, 2015, 「子どもの貧困をめぐる政策動向」『家族社会学研究』第27巻第1号, pp.69-77.